（法第七十条の五第四項第二号の総務省令で定める率）

第二条の五の十三　法第七十条の五第四項第二号の総務省令で定める率は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一　育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬の月額

二　法第七十条の五第三項に規定する支給対象月に支払われた報酬の額

三　第一号に掲げる額に百分の一を乗じて得た額にイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

イ　第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額

ロ　第一号に掲げる額に百分の十を乗じて得た額

（法附則第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める職員等）

第二条の十一　法附則第十四条の二第一項に規定する職務内容の特殊な職員で総務省令で定めるものは、地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号。次項において「政令第二百七十四号」という。）第二条の三第一項に規定する者若しくは国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第二十条の二に規定する警察官若しくは人事院規則一六―〇（職員の災害補償）（次項において「規則一六―〇」という。）第三十二条の表以外の部分に規定する者にそれぞれ該当する職員又は国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する国際緊急援助活動（次項において「国際緊急援助活動」という。）若しくは当該活動に従事する職員の派遣が見込まれる地域において行う調整若しくは情報の収集に従事する職員及び国の職員（法第百四十二条第一項に規定する国の職員をいう。）とする。

2　法附則第十四条の二第一項に規定する犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の総務省令で定めるものは、前項に規定する職員の区分に応じ、政令第二百七十四号第二条の三第二項の表の下欄若しくは規則一六―〇第三十二条の表の下欄に掲げる職務又は国際緊急援助活動若しくは当該活動に従事する職員の派遣が見込まれる地域において行う調整若しくは情報の収集とする。

（法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業）

第十一条の七の二　法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号の規定により組合及び市町村連合会が同法第二条第十五項に規定する情報提供ネットワークシステムを使用するために必要となる情報システムの開発及び運用に関する事業

［四～八　略］

（旧町村職員恩給組合の条例の規定による給付の支払に要する費用の負担）

第二十七条　施行日前に旧町村職員恩給組合（法附則第四条に規定する旧町村職員恩給組合をいう。以下この条において同じ。）を組織していた市町村の職員であつた者に係る旧町村職員恩給組合の条例の規定による給付の支払に要する費用については、当該市町村が負担する。この場合において、当該市町村は、毎年度、当該年度の前年度の当該給付の支払に要する費用の額を当該年度の前年度の掛金の基礎となつた当該市町村の職員である組合員（長期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の標準報酬等合計額の総額を基礎として按分した額を市町村職員共済組合に払い込まなければならない。

［2～5　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［新設］

（法附則第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める職員等）

第二条の十一　法附則第十四条の二第一項に規定する職務内容の特殊な職員で総務省令で定めるものは、地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号。次項において「政令第二百七十四号」という。）第二条の三第一項に規定する者若しくは国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第二十条の二に規定する警察官若しくは人事院規則一六―〇（職員の災害補償）（次項において「規則一六―〇」という。）第三十二条の表以外の部分に規定する者にそれぞれ該当する職員又は国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号。次項において「緊急援助法」という。）第二条各号に掲げる活動に従事する職員及び国の職員（法第百四十二条第一項に規定する国の職員をいう。）とする。

2　法附則第十四条の二第一項に規定する犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の総務省令で定めるものは、前項に規定する職員の区分に応じ、政令第二百七十四号第二条の三第二項の表の下欄若しくは規則一六―〇第三十二条の表の下欄に掲げる職務又は緊急援助法第二条各号に掲げる活動とする。

（法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業）

第十一条の七の二　［同上］

［一・二　同上］

三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号の規定により組合及び市町村連合会が同法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムを使用するために必要となる情報システムの開発及び運用に関する事業

［四～八　同上］

（旧町村職員恩給組合の条例の規定による給付の支払に要する費用の負担）

第二十七条　施行日前に旧町村職員恩給組合（法附則第四条に規定する旧町村職員恩給組合をいう。以下この条において同じ。）を組織していた市町村の職員であつた者に係る旧町村職員恩給組合の条例の規定による給付の支払に要する費用については、当該市町村が負担する。この場合において、当該市町村は、毎年度、当該年度の前年度の当該給付の支払に要する費用の額を当該年度の前年度の掛金の基礎となつた当該市町村の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額を基礎として按分した額を市町村職員共済組合に払い込まなければならない。

［2～5　同上］